

サプライチェーン再構築設備投資促進補助金のご案内

～新型コロナウイルス感染症の影響により、サプライチェーンの再構築を行う際に
必要となる県内企業の設備導入を支援します～

補助対象者 申請時点で、県内に立地している製造業者、物流関連事業者 ※裏面記載1

補助対象事業(次のいずれかを満たす事業)

- ①新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーン再構築のための、海外から国内への生産の切り替えや、国内の生産体制の複線化、それらに伴う新たな受注等に対応する際に、県内へ設備導入を行う事業
- ②令和2年5月に公募された、国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の補助要件※裏面記載2 を満たす、県内へ設備導入を行う事業

補助対象経費 設備導入費
(設備、機械装置等の購入に要する経費、及び購入に伴う据付けに要する経費)

補助要件 設備導入費が、1,200万円以上であること

補助率	補助限度額
中小企業：2/3以内 大企業：1/2以内	5,000万円

スケジュール

①事業募集(交付申請)

令和3年3月16日(火)～5月31日(月)

最終日
郵送必着

専用ホームページに申請書データ、必要書類等を掲載していますので、ご確認ください。

【岡山県サプライチェーン再構築設備投資促進補助金HP】

<https://www.pref.okayama.jp/page/705491.html>

②採択事業選定 令和3年6月上旬～中旬

※選定委員会での選定 ※裏面記載3(選定基準)を経て、
予算の範囲内で採択事業を決定します。

交付決定通知後の事業開始を原則としますが、令和2年4月1日以降に発注を行った事業であれば対象になる場合があります。

③交付決定・事業開始 // 6月中旬

④事業完了 ~令和4年1月末

⑤実績報告 // ~令和4年2月末

⑥補助金支払 // ~令和4年3月末

お問い合わせ先・提出先

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36 岡山県産業労働部 企業誘致・投資促進課

TEL:086-226-7374 E-mail:kiyuu@pref.okayama.lg.jp

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則郵送により提出してください。

※1 補助対象者の定義

日本標準産業分類 (平成 25 年総務省 告示第 405 号)	大分類	中分類	小分類
製造業者	E- 製造業		
物流関連事業者	H- 運輸業、郵便業のうち	44- 道路貨物運送業	
		47- 倉庫業	
		48- 運輸に付帯するサービス業のうち	481- 港湾運送業
			482- 貨物運送取扱業
	I- 卸売業、小売業のうち	50- 各種商品卸売業	
		51- 繊維・衣服等卸売業	
		52- 飲食料品卸売業	
		53- 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
		54- 機械器具卸売業	
		55- その他の卸売業	

※2 令和2年5月公募

国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の補助要件

<p>【事業A】 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの。 ①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業 ②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業</p> <p>【事業B】 一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業</p>
--

※3 選定委員会での選定基準

<p>①新型コロナウイルス感染症の影響度 (サプライチェーン再構築実施の経緯・背景、生産(流通)品目の生産集中度・需給ひっ迫性)</p> <p>②事業目的の妥当性</p> <p>③事業内容の有効性</p> <p>④事業実施による目標・効果の実現可能性</p> <p>⑤県内経済への波及効果</p> <p>⑥事業の実施体制(実施場所、スケジュール、資金計画)</p>
